

リゾート開発に狂奔した “投資銀行”のリスク増幅的行動

平松銀行頭取平松甚四郎の
リスク選好を中心に

小川 功

Isao Ogawa

跡見学園女子大学 / 教授
滋賀大学 / 名誉教授

多くの銀行がサウンド・バンキングを志向して、極力ハイリスクの回避に努めて来た中で、一部の銀行は全く逆な行動をとったものと考えられる。そもそも銀行が観光業をも含むハイリスク分野をどのようにして回避しようとしてきたか、あるいは逆にどのような関係を意図的に構築するに至ったかをわが国の戦前期の実例からみていこうとの筆者なりのリスク・マネジメントの視点から今回は後者のごく初期の事例として平松銀行・平松甚四郎の金融行動を取り上げることとした。

平松銀行に関して『本邦銀行変遷史』によれば、「明治15?.-東京に設立（以後不明）、銀報4次p518:明治15.3.-創立承認（注）銀報に第12次（明治22）まで掲載」¹⁾とある。『日本金融機関史文献目録』²⁾には「第百三十二国立、平松両銀行の支払停止」（M23.5.10 東経）等の経済誌記事が掲

1)『本邦銀行変遷史』（以下単に変遷と略）銀行図書館、平成10年、p685。同様に本稿では類出する会社録、新聞・雑誌と、主要な基本文献は以下の略号を利用した。

[主要参考文献]

①会社録/東横…高橋桂三郎編

『東京横浜銀行会社役員及商館商店人名録』

明治22年3月追補、東京新報社、

紳…『日本紳士録』交詢社、

諸…『日本全国諸会社役員録』商業興信所、

要…『銀行会社要録』東京興信所、

日韓…『日韓商工人名録』実業興信所、明治42年。

②新聞・雑誌/東朝…東京朝日新聞、

読売…読売新聞、朝野…朝野新聞、

大毎…大阪毎日新聞、東経…東京経済雑誌、

B…『銀行通信録』。

③基本文献・資料/翁碑…「平松甚四郎翁碑」、

明治28年7月5日雑誌『太陽』1巻7号、p170 所収、

勸業…「平松銀行設立願」一件書類

『東京府勸業課回議録 銀行 明治十五年

自三月至十二月』No.4、東京都公文書館、

東株…『東京株式取引所五十年史』昭和3年、

株界…小沢福三郎『株界五十年史』昭和8年、

春陽堂、ほか多数(以下に個別列挙)。

載されている程度で、管見の限りでは先行研究は少ない。設立時期だけでなく、休業・消滅の時期も『銀行局年報』等の金融基本史料でも不明点が多いマイナーな私立銀行であるが、筆者は以下のような類例の少ない特色を有すると考える。

- ① 私立銀行と国立銀行を個人が共に支配して、両行の使い分けを実践
- ② 初期の実質的な銀行・証券兼営業者³⁾
- ③ 日本人の資産家としてごく初期の箱根個人別荘の建設者⁴⁾
- ④ 現在の箱根・強羅別荘地開発の最初の構想・買収者⁵⁾
- ⑤ わが国初のテーマパーク・浅草花屋敷に対しても大口融資を敢行した可能性がある。
- ⑥ 特定者が暴走して破綻した初期銀行の一⁶⁾

後述のごとく平松と彼の後継者・山脇ら箱根観光開発の先駆者達には概して資金調達面での詰めの甘さが目立つなど多分に夢想家的性向が窺

われ、観光事業への積極的投資が資金の固定化・資金難を招き、結果としてともに家業の銀行・問屋業等の破滅をもたらしたのであろう。おそらくかような特異な性向を有する人物でなければ、明治中期に「箱根塔の沢地所金八千円」(M25.12.24 東朝³⁾)を買得して「平松別荘⁷⁾」を設け、さらに進んで奥地の秘境・強羅のリゾート開発を夢想して当時の常識では破天荒・荒唐無稽とも言うべき大規模な不動産投資を敢行できなかったものと想像される。その意味で筆者は平松こそ、我国の観光資本家の先駆の一人であり、原型であり、そしてえてして失敗する観光資本家にありがちな放漫な性向のリスク愛好者の典型的存在ではないかと現時点では推論している。なお、後段のリゾート開発に狂奔した“投資銀行”のリスク増幅的行動の部分は紙面の関係から、本稿⁸⁾では導入部に止めて別稿を予定している。

2) 拜司静夫・牧村四郎編1984年、全国地方銀行協会。

3) 証券関係者が大株主・主要役員として参加した紅葉屋銀行、神田銀行、商栄銀行、東京徳田銀行等のいわゆる「株屋銀行」は当然に株価変動リスクが不可避で、「取引員の成功は六ヶしいものである。自然それを相手にする所謂機関銀行の経営も困難である。…帝国商業銀行は幾度か整理の必要に迫られた。日本信託銀行に巨額の不良貸の出来たのも、北浜関係からである。元の北浜銀行にも同じ事が起ってゐる。現在の中央証券会社即ち徳田銀行に就いても、色々の風評がある」(安田与四郎『株式市場の裏表』昭和2年、p195)との指摘通り、株式仲買人の織田昇次郎、栗生武右衛門、半田庸太郎等への大口融資が焦げ付き整理を余儀なくされた帝国商業銀行や、増田ビルブローカー銀行など株式仲買人への金融を主とする多くの銀行・金融機関が困窮に陥った事情はいずれも酷似する。

4) 拙稿「地勢難克服手段としての遊園・旅館による観光鉄道兼営-箱根松ヶ岡遊園対星館の資料紹介を中心に-」『跡見学園女子大学観光マネジメント学科紀要』創刊号、平成23年3月

5) 拙稿「箱根の遊園地・観光鉄道創設を誘発した観光特化型“不動産ファンド”-福原有信・帝国生命による小田原電気鉄道支援策を中心に-」『彦根論叢』第387号、平成23年3月

6) 大阪第二十六国立銀行、丸三銀行などとともに、23年の京都・島田銀行、24年の久次米銀行以下の諸休業銀行に先行。

7) 「平松別荘」について「平松甚四郎翁碑」は「後購箱根山中堂島之地数千畝。堂島者。為箱根七湯之一。而翁所購地。久属荒廢。翁乃誅灌莽。疏溪流。佳木立。奇石出。犇湍躍而温泉沸。翁喜曰。是可託吾余生矣。遂設別業」(翁碑)と箱根堂ヶ島への別荘創設の由来を記す。

8) 本稿は平成23年8月29日地方金融史研究会夏期合宿研究会での報告「平松銀行頭取・平松甚四郎による明治20年前後のリゾート開発」の前半部分に該当する。同研究会の席上および前後数回にわたり、私信・電話等で種々ご指摘、貴重資料の提供を賜った進藤寛氏に深甚なる謝意を表する。

II 平松甚四郎(先代)の証券業務

先代の平松甚四郎⁹⁾は天保7年5月24日に生まれ(翁碑)、艱難辛苦の末、相場界で活躍、巨万の富を得て(翁碑)、「公債証券諸株式等の売買を以て世間に知られた」(訃報 M22.3.29東朝①)「日本橋区兜町 各公債証券諸株券金銀貨幣直取引所 泉屋両替店」の経営者であった。11年11月の広告では「諸公債証券売買並びに抵当安利にて御用立申候○新古通貨金銀売買。右孰れも廉直に取扱候間、御用向奉願上候。東京開運橋通兜町三番地 泉屋両替店」(M11.11.17 読売④)

所在地の東京開運橋通兜町三番地は海運橋と霊岸橋を結ぶ大通りに面し、背後の4番地には株式取引所(明治16年6番地より移転)、西隣の1番地(海運橋東詰)に第一国立銀行、東隣の5番地に帝国商業銀行が所在、同一番地には明治40年現在では住友銀行が立地するなど金融街の一大中心地であった¹⁰⁾。

12年「区内小学費」(翁碑)に千円を寄付、12年9月の広告では「諸公債証券売買並びに抵当安利に仕、手数料等は一切不申受候事○新古通貨金銀引換。右孰れも御大切の御品に付実直に取扱候間、御用向奉願上候。東京開運橋通兜町三番地 泉屋両替店」(M12.9.3 読売④)

13年10月の広告では「公債証券売買広告。弊店儀従来各公債証券営業罷在候所、御得意様方厚御愛顧を蒙り、日に月に隆盛に立至り、誠に難有仕合御礼奉申上候。附ては御陰様を以て繁栄の余り、店方手狭に相成候に付、定期売買(公債

証券諸株式)の分は弊社続き奥店に於て取扱、猶一層勉強仕候間、御引立を以て多少共御注文被仰付度奉希上候。但御遠方の御注文は郵便にて御沙汰被下候へば早速相場の実況可申上候。日本橋区兜町三番地、株式取引所仲買・各公債証券直取引金銀貨幣売買所・泉屋両替店」(M13.10.30 読売④、M13.10.24 朝野)

15年2月平松銀行の申請時の「身元調」によれば原籍は京橋区长沢町一番地、日本橋区兜町三番地に寓居、「一品行 実躰之者。一家族 寓居地ハ自分一人。一傭人 通勤ノ者共二十六人。一不動産 兜町三番地自分住居建家一ヶ所。但シ原籍長沢町ニ家屋一ヶ所所有之候。一身代見積り

凡五万円位之候。一営業 両替及公債証券売買。一住居 借地ニシテ自分家屋。一裁判之関係及身代限之件 無之」(勸業)とされる。15年3月3日以降同一場所で私立銀行たる有限責任平松銀行主を兼ねる銀行・証券兼営業者となった。「敬告。一、弊社儀今般允許を得て平松銀行と称し左の業務に従事仕…一、各公債証券御売買…金銀貨幣御売買…貯蔵金御預り。但御引出しの節は日曜日大祭日と雖も御渡申上候事。此御預り金予備として東京御府へ金禄公債証券一万二千円御預け申置き候事。公債証券及金銀貨幣抵当にて金員御用立申候。明治十五年三月平松銀行泉屋両替店」(M15.3.11朝野)

15年6月の広告では「○株式取引所定期売買○各公債証券直売買○金銀貨幣両換孰れも取扱仕候…東京日本橋区蠣殻町一丁目二番地。米商会所株式取引所仲買泉屋支店」(M15.6.11朝野)

9) 平松の住所は日本橋区兜町三十番地/
日本橋区南茅場町二十二番地」
(『東京市史稿』第2巻、第2号、第77部、都政資料館)/
南茅場町三十四番地(東横、p13)

10) 東京郵便局編纂
「明治四十年一月調査東京市日本橋区全図」

11) たとえば片岡豊『鉄道企業と証券市場』
日本経済評論社、2006年、p45掲載の表2-5
「場外株価と取引所内株価」は

「泉屋両替店」データを利用。
(初出は片岡豊『明治期の株式市場と株価形成』
『社会経済史学』第53巻2号、社会経済史学会、1987年)

12) 田中重策『明治人名辞典』第2巻、p13

13) 山田作次郎(京橋区北島町1-21から
日本橋区箔屋町16番地)を
泉屋両替店の生抜きと解すれば、浅草区馬道町の
煎餅・梅林堂[[公園二区西の梅林堂・煎餅(紳M31、p358)、
営業税42円14銭(日韓上、p348)]は同名異人か。

と文面からは従来奥店で行っていた仲買店を支店として蠣殻町に出店した模様である。銀行兼営直後の仲買分離として注目される。

16年5月の広告では「稟告。金禄公債証書の義、該利子御下附例規の通り、売買届出の義御差止め相成居候所、来る五月二十九日より平常の通り売買届出の義不苦旨、御報告に相成候間、尚不相変御愛顧御用向被仰付度奉願候。附言本年四月以降弊店より御売渡候公債証書此際御名前書換仕候間、来る二十九日より御持参可被下候。但し取扱上は総て無手数料の事…明治十六年五月。平松銀行/泉屋両換本店」(M16.5.29読売④)

開業広告では「平松銀行泉屋両替店」という一体の連続名であったものが、その後何らかの事情で平松銀行/泉屋両換店の両名併記に変更された。おそらく泉屋両替店そのものが預金を受け入れる銀行を兼ねることへの行政的な配慮からであろうか。上述の仲買部門分離と併せ、銀・証兼営への何らかの障壁構築の意味合いの有無が資料の限界から確認できないのが残念である。

当店「泉屋両換店報」は『郵便報知』に「歳末直取引市況」として掲載(M16.12.26報知)されるなど、第一国立銀行の近傍で、兜町の目抜き通りの一等地に位置する泉屋両換店作成の長期にわたる「直取引市況」は老舗として知られる小布施仲買店等とともに場外市場の株価を示す東京現物商作成の統計資料として研究者にも利用¹⁴⁾されるなど、市場で相応の影響を持つ存在であった。後に東株仲買人となる小林吉之助(諸M28、p45)

が12年「泉屋両換店平松甚四郎氏の店」¹²⁾に勤務し、「明治十年以来斯道に経験を積みたる人」(M36.7.3 東朝②)の平松銀行元取締役の山田作次郎¹³⁾が兜町4番地に現物商・山田商店を開業するなど、斯界の人材も多く輩出している。

平松は「公債証書及び株式抵当の売買、金銀売買等」(M23.6.22東朝②)を行う一方、同時に第百三十二国立銀行「株式千五十株余、即ち五万二千余円を所有」(M23.6.22東朝②)して頭取に就いたほか、21年7月房総鉄道馬車会社取締役役に就任した¹⁴⁾。なお「平松甚四郎方へ通勤」(勸業)する平松銀行初代取締役の寺村五郎は「上総国市原郡五井村平民」(勸業)で「原籍地ニ地所二反五畝有之候」(勸業)と五井村の農民出身であったから、平松自身も房総方面になんらかの地縁があったと推測される。また内国通運では取締役に相当する協議委員¹⁵⁾、ビジネスの中枢たる日本橋区の所得税調査委員(20~21年)¹⁶⁾等名誉ある地位を占めた。さらに東京株式取引所の有力株主の一人でもあった平松は、21年7月30日「会員組織取引所の設立を計画」(東株、p5)中の政府に対し、「解散に伴ふ損失を緩和せんが為め」(東株、p6)営業延期願を株主総代の一人として渡辺治右衛門、平沼専蔵、山中隣之助、岡本善七ら斯界の大物と並び連名で農商務省へ提出した。(M21.7.31東朝②)

しかし栄華を極めた平松家にもこの後相次ぎ不幸が襲う。まず平松は平松別荘を建ててまもなく22年3月27日病気で死亡(M22.3.29東朝①)、「享年五十四」(翁碑)であった。老舗の酒・醤油問屋

14) 『千葉県の歴史 通史編』第6巻、p665。
房総鉄道は加東徳三が取締役、1250株、今井文吉が755株、井野栄吉が620株、徳田孝平が411株など、加東徳三の仲間が共同投資した。なお房総馬車鉄道「現在株主人名及株数」明治26年、『鉄道院文書』房総鉄道巻24

15) 東横、p13、『社史 日本通運株式会社』日本通運、昭和37年、p170

16) 平松は所得税調査委員として初回当選年、明治20年、回数1回、営業等級地価1172であった。(鈴木芳行「所得税導入初期の執行体制」『税務大学校論叢』51号、平成18年6月、p686)

の高崎長左衛門¹⁷⁾が鳳洲・土屋弘¹⁸⁾に「吾於翁為至交。因欲建碑於堂島以図其不朽。幸賜之銘」(翁碑)と平松を顕彰する碑文の撰を依頼し、碑をゆかりの箱根堂ヶ島に建てた。撰者の鳳洲が雑誌『太陽』に「平松甚四郎翁碑」を寄せ、「富致鉅萬。遂設国立銀行。卜居茅場街。衆人信賴。其業大行。翁有俠骨。常周朋友之急。毫無難色」(翁碑)と彼の人柄を称えている。三島中洲は高崎と平松の交友関係を「高崎氏は客。平松翁は主。主客錯綜照応」(翁碑)と、二人がたがいに関連し対応しあう、肝胆相照らす仲と評した。

III 平松辰之助

(甚四郎を襲名。破綻時の頭取)

平松辰之助(京橋区長沢町7番地)は明治15年時点では「明治元年五月生レニテ未丁年未滿ニ有之候」(勸業)、「肩書地平松甚四郎養子ニシテ家族之者」(勸業)であった。平松銀行設立時には発起人として30株を出資し初代取締役に就任した。(勸業)その後第百三十二国立銀行頭取、平松銀行取締役、小間物商(紳M22、p642)、22年3月先代の死亡により家督相続し二代目平松甚四郎を襲名した。

二代目が主宰する平松銀行は明治23年5月10日ごろ「殆んど一身同躰とも云ふべき」(M23.5.10東経)関係にあった第百三十二国立銀行と「同時に支払を停止するに至」(M23.5.10東経)った。銀行が破綻に追い込まれ預金者から返還を攻め立てられている真最中の24年1月の朝日新聞のゴ

シップ記事がある。はたして報道が事実なのか確かめることはできないが、二代目の特異な性向を窺わせる数少ない情報として引用する。

「すったもんだの未だ片付ぬ平松銀行の頭取平松甚四郎氏は旧臘より病氣保養と名をつけて箱根堂が島の別荘へ山籠り」(M24.1.15東朝)した。これだけならよくある現実逃避だが、「俗物の目にハ山も水も面白からず。ここに於て急飛脚を新肴町の待合高砂へ走らせ、大至急新橋の唄ひ女三人を連れ来れとの命令に、高砂では…女三人を選びぬき…汽車に積んで箱根へ送ると、平松の悦び一方ならず。山中の新年宴会どうだ。銀行頭取のいき方ハ違ったものだらうと鼻蠢かしての御馳走ぶり…三日三夜山中へ泊め置き」(M24.1.15東朝)豪遊の限りを尽くした。しかし手元不如意の銀行家ゆえ「件の勘定汽車賃を始め玉祝儀惣メで金七十五円が急に高砂の手へ下らず。是れにハ大いに閉口…拋ころなく東京へ帰って後ち、本行の支配人へ右の事情を語り、ヤツとのこと箱根の勘定を下げて貰った」(M24.1.15東朝)が、「其の後も頭取よりハ頻に三人中一人の唄ひ女へ召喚状を遣はす」(M24.1.15東朝)始末に待合高砂では呆れている。このゴシップ通りと仮定すれば平松は①仮病で現実逃避する不誠実さ、②「俗物」で好色、③日頃から贅沢・放蕩三昧、④前例に囚われず革新的、⑤虚栄心が強く虚勢を張る、⑥相手(取引先)の都合を一切配慮しない我が儘、⑦自分の置かれている状況が全く理解できない、⑧自己中心的で独善的な金持ちの道楽息子の典型を見るようである。銀行家をやめた後の二代目の

17) 高崎長左衛門は鹿島清兵衛、鹿島利右衛門、中井真右衛門とともに明治新政府の天蓋御用を勤めた新川の酒問屋。30年時点では酒類・醬油問屋・高崎(神田区小網町3)の当主は高崎為蔵(商工M31、い甲ノ64)

18) 土屋弘(1841~1926)は漢学者、華族女学校教授、『蘇詩選詳解』の著者。(横山弘「土屋鳳洲の人と学問」『大宮武麿氏旧蔵書目録』解説四、奈良女子大学図書館、2001年3月)

19) 「東京府勸業課回議録」明治18年下期

20) 「第二十二款私立銀行及貯蔵銀行ノ事」『銀行局第六次報告』国立公文書館簿冊01340100、アジア歴史資料データベース(<http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/MetaOutServletGRP>)

21) 小林与一は原籍「本所区表町十四番地」(勸業)から日本橋区川瀬石町十七番地、

消息は不明な点が多いが、29年では絵入新報編輯員(紳M29、p776)、30年では東京新聞社員(紳M30、p708)に転身するなど、文筆も得意な数寄者の人物かと推測される。ただし翌32年1月発行の『日本紳士録』第五版には収録されていない。

IV 平松銀行の概要

有限責任平松銀行は明治15年2月15日平松甚四郎ら六名が「今般私トモ申合資本金三万円ヲ以テ一致協力シテ合本私立銀行を創立」(勸業)すべく、東京府知事に設立願を提出(勸業)、15年3月2日創立を認可され3月3日東京市日本橋区兜町三番地に開業した¹⁹⁾。

16年「本年度開設シタル私立銀行…左ニ其名称及ヒ資本金高ヲ提記ス 私立銀行表 銀行名称 平松銀行 創立承認年月 同(明治十五)年同(三)月 資本金三〇、〇〇〇(円) 株式一〇〇 株数三〇〇」²⁰⁾

22年3月時点では平松銀行は日本橋区兜町三番地、頭取平松甚四郎(日本橋区兜町三番地、300株3万円)、取締平松辰之助(京橋区長沢町七番地、80株8000円/第百三十二国立銀行頭取)、取締兼支配人小林与一²¹⁾、取締山田作次郎(前出)、取締堤不二彦²²⁾であった。(東横、p66)

22年末では「有限平松銀行 日本橋区兜町三番地、資本金五〇、〇〇〇円、払込金額五〇、〇〇〇円、開業、役員姓名頭取平松甚四郎、取締役小林与一、山田作次郎、堤不二彦、支配人小林与一」²³⁾であった。

「肩書地…寓居ニシテ一家計ヲ立ルモノニ無之」(勸業)とあり、平松家の「番頭」格の使用人と推定される。第百三十二国立銀行取締役(東横、p6)、平松銀行解散時の株主総代。平松頭取の「総理代人小林吉之助」(M26.11.16 東朝②)との関係は未詳。

22) 堤不二彦(木挽町十一番地)は平松銀行の解散時に株主総代として平松頭取、小林与一とともに同行解散を届出(M24.6.15東朝②)

「営業年限二十ケ年、資本金高五万円、一株金高百円、認可年月日十五年三月、位置日本橋区兜町三番地、頭取氏名平松甚四郎」²⁴⁾

V 平松銀行の破綻

23年5月平松銀行は姉妹関係にあった第百三十二国立銀行(後述)ともども支払停止した。(M23.5 東経)休業に至るまでの詳しい経緯が未詳ながら、昨22年3月の実力者である先代死亡により信用が低下したところへ、23年恐慌が襲い、「上場銘柄…何れも払込以下に低落して…株式界に小恐慌を来」(東株、p126)し、「幾多の泡沫的会社は相次で倒産」(株界、p8)、第六十国立銀行等他行休業の影響を被ったなどの外部条件が加わったためかと解される。このころ東京や長野の小規模な貯蓄銀行数行も相次いで廃業に追い込まれている²⁵⁾。

23年6月2日3日の両日平松銀行は「臨時会を開きて同行負債調査の報告をなし、後來維持如何の事に付て協議をなし」(M23.6.7 東朝)た。調査委員の報告によれば「同行の資本金五万円なるにも拘はらず、其預り金は二十四万五千三百三十二円余(此預主百三十人)に上り居り、之に対する現在の引当資産即ち地所家屋等を売却して弁償せんとするも、其売却等は如何に工夫するも十三万九百九十八円余よりは得ること能はず。詰り差引十万六千余円の負債は償却すること能はざる」(M23.6.7 東朝②)状態であった。預金者1人当りの預金は1,850円と相当に大口であり、兜町と

23)「私立銀行 明治二十二年十二月三十一日調」、p175 東京府文書61B5.7「私立銀行及諸会社取調の進達案」明治23年4月25日

24) 明治二十二年十二月「私立銀行調」東京府農商課文書、617.C7.2

25)『本邦貯蓄銀行史』昭和44年、p29

いう地域性を反映して仲買店・有力商工業者・投資家等が含まれていたと思われる。有力預金者として判明する者に子爵、旧常陸土浦藩主の土屋正直²⁶⁾がいる。土屋は当時銀行類似会社たる三津輪商社(明治34年2月(個人)土浦三津輪銀行に改組)を経営していたから、銀行間取引としての大口預金の色彩が濃厚であった。

23年6月9日浅草の鷗遊館で開催した平松銀行相談会には「平松甚四郎氏も出席し、維持の承諾あらんことを債主諸氏に泣付きしも、なにぶん即席には相談纏りかね」(M23.6.13東朝③)、「債主中より十三名の常務委員を選挙し、尚一応同銀行の営業に対し十分の調査を遂げ」(M23.6.15東朝②)、「同行営業停止結末の事に関しては夫々関係の人々も心痛し、継続のことに尽力」(M23.6.25東朝①)することとなった。浅草での開催には同行と浅草方面・遊興娯楽分野との何らかの縁故関係を暗示しよう。たとえば「同行債主中重なるもの」(M23.9.27東朝①)として判明する書籍商の宇津木信夫²⁷⁾は東京パノラマ²⁸⁾監査役(要M34、p232)を兼ねるなど、当時の先端分野の人物と考えられる。また大口債主の宏虎童²⁹⁾、三木國太郎³⁰⁾らは品川の住人(主に品川銀行)である。取締役に加東徳三ら証券業者を抱え込んでいた品川銀行(北品川60)は当然に証券投資にも

深く関わり、必然的に投資銀行的な平松銀行に融資・預金等の大口債権を有することとなったのであろう。後に加東らと百三十二の取締役となった加東のシンパ・杉浦作次郎³¹⁾も品川銀行の宏仏海³²⁾と共同行動をとる品川一派と目される。

債権者たる「常務委員并に調査委員に於て日々営業結末の調査整理」(M23.6.22東朝②)した結果に基づいて策定された整理案として「債主一同の預金処分はその金額千円に対する二百円の割合を以て、差当たり右に準ずる現金を渡し、残る預金は更に第百三十二銀行の株券とし、又平松銀行へは別に一万円の資本を貸与して公債証書及び株式抵当の売買、金銀売買等を為さしむるものとし、右にて債主其他の和解を謀る」(M23.6.22東朝②)ことを提案した。この私的和解案の百三十二銀行株は「平松氏は右の第百三十二銀行頭取をも兼ね、同行の株式千五十株余即ち五万二千余円を所有」(M23.6.22東朝②)する平松個人の私財提供である有価証券の形での代物弁済で、当局者は「此方案にて多分債主等一同も納得することならん」(M23.6.22東朝②)と期待したが、国立銀行株といっても「平松銀行の倒産と共に一時運命切迫せし事もあり」(M26.5.7東朝①)必ずしも預金者に歓迎されなかった。「近来同行に於て取立てたる貸付金は一万余円に及びた

26) 千田稔「華族資本の成立・展開—明治・大正期の旧土浦藩主土屋家について」『社会経済史学』55巻1号、1989年4月。土屋正直(深川区宮川町3)は土屋拳直の子に生まれ、明治25年家督相続(M25.11.27東朝①)、子爵、旧常陸土浦藩主、宮内省東宮職仕出、所得税252円52銭(紳M31、p267)、東宮侍従等を歴任。

27) 宇津木信夫(京橋区山下町8番地)は馬術の教本を多数出版したほか、『観世流謡本』申込所などの宇津木書店、所得税113円08銭5厘(紳M31、p314)、書籍商、所得税11円04銭、営業税27円60銭(日韓上、p229)、平松銀行に「預金二万七千円」(M23.9.27東朝①)を有し、23年「同行整理調査委員」(M23.9.27東朝①)に就任、整理後の同行取締役支配人に就任。

28) 東京パノラマ(株)は東京市小石川区新諏訪町、資本金4.5万円、『パノラマ』ヲ設ケテ衆庶マ観覽ニ供ス(農商務省商工局『株式会社統計』明治28年、p10)明治30年1月同名会社が設立、30年3月上野公園内で開業、専務山口蕃昌、取締役石川弥、寺島大造、目的はパノラマ縦覧営業、資本金41,500円(『東京府第六課文書』622.B3.7.#254)「時々絵画を異にす、今(M36)は上野戦争の景あり、縦覧料十銭とす」(『太陽』第9巻7号、『陸の日本』博文館、明治36年6月15日、p29)

29) 宏虎童は永平寺代表人、久次米銀行株主総代(M25.8.7東朝⑥)、27年設立の明教保険(社長宏仏海)初代取締役就任(『本邦生命保険業史』保険銀行時報社、昭和8年、p214)、品川電灯(芝区田町四丁目四)専務、絵入自由新聞社にも関与。宏仏海の関係者か。

るが、之に付ても債主中には彼れ是れ苦情を述ぶるものあるより、整理委員は種々尽力の末、来月中に一回の割戻しを執行」(M23.9.27東朝①) するとした。しかしその後「預金取戻しの為め」(M23.6.7 東朝②)「同行の債権者なる風間信吉³³⁾ 外数氏」(M23.12.19 東朝) による提訴が相次いだ結果、23年12月19日東京地方裁判所は「同銀行の債主十九名より願出たる預金取戻し」(M23.6.25 東朝①) 訴訟に関して「平松甚四郎氏は…負債償却の義務あるものと裁決」(M23.12.19 東朝) され、平松は「右の裁判を不服として上告」(M23.12.19 東朝)、この「すったもんだの未だに片付ぬ…旧臘より病氣保養と名をつけて、箱根堂ヶ島の別荘へ山籠り」(M24.1.15東朝④) して上述の不評を買った。同行は「割戻しを執行し夫より従前の如く営業を継続」(M23.9.27東朝①) していたが、「商況の変遷に依り、営業上諸抵当貸の金及び信用貸付金の返還滞の折柄、兼て同行へ貯蔵預金の債権者より一時非常に取立を請求され、為めに四月下旬より業務中止の有様となり」(M24.5.15東朝②)、再度閉店を余儀なくされた模様である。貸付金の明細は未詳であるが、平松個人への貸付金、とりわけ箱根の別荘地開発資金や浅草関連等の固定化が疑われる。それは「債務整理に付き債権者と役員との間に調和の懇談に力めたりしも異論

百出し、愈よ出訴の末同行へ対し強制執行を為すに至り」(M24.5.15東朝②) と、平松元頭取への不信感が根強かったことが窺える。上記裁判の確定により「平松銀行の差押財産は追々公売に付せられるに至りしに、突然十五万円の権利者顕はれ、公売の配当を申込みたるより、裁判確定の権利者十九名の代言人武山助雄、杉山誠一郎諸氏は右新加入者の債権を排斥せんとて其訴を起す由」(M24.4.9 東朝②) との報道の真相は未詳ながら、銀行側による一種の公売妨害行為とも見られる。

24年5月14日解散決議を届出、「斯くては到底持続の見込なしとて株主一同協議の上遂に解散に決し、頭取平松甚四郎氏並に株主総代小林与一、堤不二彦の両氏より昨日其旨其筋へ届出でたり」(M24.6.15東朝②) と報じられた。「此程已に解散届を出し所有財産は悉く公売となりしが、其の解散したることを聞き、先に該行に向て起訴したる者の外に、五円三円を預け居りたる者続々顕れ来り、債権者の中に加入せんとする者もあり。又財産公売の分配に就て債権者同士多少の権義を争ひ居る」(M24.5.31報知)

『銀行局年報』には23年以降の記載はなく後継銀行もないまま「以後不明」(変遷、p685) とされるが、解散決議後、「同行残務委員は昨今第三百三十二銀行内に於て残務を取扱」(M24.8.26

30) 三木國太郎(品川町大字北品川宿201)は所得稅26円22錢、職業未記載(紳M31、p519)、三井銀行倫敦支店員(M40.1.26東朝②)、後に日本電力監査役(S15.4.28 東朝④)、昭和16年11月5日死亡(死亡広告)

31) 杉浦作次郎(品川町大字北品川宿60)は品川銀行、品川電灯、日本ペイント製造各取締役、所得稅19円41錢(紳M31、p586)

32) 宏仏海(品川町大字北品川宿279)は永平寺など宗教界に關係があり、「宗教界を根城として、僧侶の生命保險、神社仏閣の火災保險を営む」(前掲「本邦生命保險業史」、p214) 目的で創立された明教保險初代社長(取締役は永平寺代表人(M25.8.7 東朝⑥) の同姓の宏虎童ら、監査役は湖亀治郎七ら)に就任したが、古畑寅造の買い占めで「関東派は駆逐」(前掲「本邦生命保險業史」、p214) され退任。品川銀行専務、

日本ペイント(南品川宿600)取締役(紳M31、p557)のほか、品川馬車鐵道(32年品川馬鉄は東京馬鉄に統合)・品川電灯(35年東京電灯に吸収合併)等品川の社会資本整備に深く関与

33) 風間信吉(本所区小梅瓦町12 電話浪花2730番)は「代言人」(M23.6.20東朝①)、京橋区選出の東京府會議員、東京市會議員として活躍、「東京市水道常設委員」(M29.1.28 東朝②)であったため兩宮敬次郎の鉄管事件に連座し収賄容疑で収監(M29.1.28 東朝②)、明治29年12月14日弁護士廃業(M29.12.18東朝②)、春木座株式会社相談役(要M34 役、p147)、所得稅8円50錢、職業記載なし(紳M31、p203)、本所区横網町2-4 貸地家(『商工信用録』大正3年、東京興信所、p186)、大正12年2月15日死亡、養子は風間又四郎ら(T12.2.16 東朝⑤)

東朝⑤) った。24年8月平松元頭取を筆頭に「平松銀行株主十九名」に対し債権者よりの返還請求訴訟に関して、平松銀行「各株主ハ過日示談の上二万円の請求金を引受けることになり、それぞれ抵当品を差出したり。尤も右抵当品中には家屋又ハ諸会社の株券などあれど是等ハ何れも左程の価値なきもののみなれば、目下尚其俣になり居る由」(M24.8.26東朝⑤) とされた。設立時の「私立合本銀行規則」第十七条「当銀行ノ発起人頭取取締人(ママ)タル者ハ…其他ノ人江損失ヲ受ケシムル事アル時ハ其損失ヲ償弁スルノ責ニ任スヘシ」(勸業)の規定による貯蓄銀行の無限責任に対応するものと解される。しかし「旧頭取平松甚四郎氏に関する訴訟は今に至りて尚止まず、その度々に答弁書を差出さざるべからざるより、近来は之が印紙代にも差支を生じ居る有様」(M24.8.26東朝⑤) であった。そして「曩に閉店したる平松銀行の財産公売代金は是迄皆執達吏の詐に預ありし処、今度それぞれ各債権者へ分配することになりし」(M24.9.8東朝②) と残余財産の整理が漸く進行した。

25年ころから「平松銀行の跡片付にかかり、財産調査」(M25.12.24東朝③)などの会社清算業務を担当した残務委員の一人が阪井保佑(麴町区富士見町六丁目10)であった。阪井が保管していた財産調査書類の中には整理公債証書500円などの有価証券をはじめ、「平松別荘」に該当すると思われる「箱根塔の沢地所金八千円の登記

証書」(M25.12.24東朝③)などが含まれていた。その後執達吏の手で平松への強制執行が行われ、26年11月では既に平松「甚四郎財産とてなきもの」(M26.11.16東朝②)と認定された。「平松某氏の別荘」(M28.7.27東朝③)は遅くとも28年7月時点には売却済みで、旅館等に順次転用されたと考えられる。

VI 第三百二十二国立銀行

第三百二十二国立銀行に関し「第三百二十二国立銀行 同銀行は平松甚四郎氏等の創設に係り」(M26.5.7東朝①)の記事や、「某銀行の閉鎖を買収し国立銀行を創設す。即ち今の第三百二十二国立銀行是なり」³⁴⁾の記載に依拠した「百三十二銀行(九三年六月設立、資本金七万円)は同じく加東徳三が設立したもの」³⁵⁾の記載があるが、同行設立者は平松、加東ではない。

「当行儀今般大蔵省より営業解停の恩命を蒙り且本店移住の御認許を受け候に付神奈川県下程ヶ谷及東京市神田区佐久間町四丁目の支店を廃し、東京日本橋区兜町三番地本店に於て七月二十三日より営業仕候に付此段併せて広告仕候也。十六年七月 日本橋区兜町三番地第三百二十二国立銀行」(M16.7.25朝野)

16年7月23日営業再開し、同時に神奈川県下程ヶ谷から東京市日本橋区兜町に移転した。移転の前々日の7月21日の臨時株主総会で、投票で役

34) 広田三郎『実業人傑伝』28年、p9-9～30

35) 野田正穂『日本証券市場成立史』有斐閣、昭和55年、p284

36) 山路勘助(京橋区霊岸島四日市町4)は明治5年高崎長右衛門[明治4年回漕取扱所頭取、日本国郵便蒸気船会社頭取]とともに日本国郵便蒸気船会社を設立、一等副頭取に就任(『日本郵船株式会社百年史』昭和63年、p9)

37) 山県源次郎(京橋区霊岸島四日市町6)は共同煉化相談役「実費給」(東横、p22)、紳M31なし/類似の山県民次郎は東京株式取引所仲買・山県商店、山県保兵衛は東京株式取引所仲買(諸M28、p45)で29年1月仲買人組合委員(東株、p269)だが、関係未詳

38) 桂時之助(京橋区築地1丁目7)の同居人の桂菅三は平松銀行10株主。31年では本郷区元富士町2に移転、所得税4円34銭、職業不記載(紳M31、p191)

39) 石丸和義(麻布区筈町147)は退職海軍主計(紳M31、p51)

員を改選、頭取石崎利兵衛、取締役平松甚四郎(平松銀行頭取)、山路勘助³⁶⁾、山県源次郎³⁷⁾、平松辰之助(平松銀行取締役)、支配人広井常次郎(M16.7.25朝野)となり平松が休業行の権利を買収したとみられる。

22年には資本金7万円、役員は頭取平松辰之助、取締役平松甚四郎、山県源次郎、山路勘助、小林与一(平松銀行支配人)、岡本秀倫(日本橋区浜町2丁目17)、支配人桂時之助³⁸⁾であった。(東横、p6)

資本金7万円中「五万円は明かに〈平松甚四郎〉氏の所有」(M23.6.7 東朝)で「平松甚四郎氏は目下百三十二銀行の頭取を兼ね」(M23.6.7 東朝)た。取締役の平松辰之助は養子、小林与一は平松銀行取締役支配人であり、他の役員も絶対的な支配権を有していた平松の関係者ないし親密な株式仲買関係者かと推測される。平松は仲買店の山県商店などを機関店としていた可能性が高い。

しかし23年「平松銀行の倒産と共に一時運命切迫」(M26.5.7東朝①)して再度支払停止(M23.5.10 東経)し、25年1月4日平松銀行整理調査委員であった前述の宇津木信夫に代り、取締役石丸和義³⁹⁾が支配人を兼務した。(M25.1.28B) 一時は「第百三十二銀行は広部銀行へ譲渡の相談整ひたるや」(M24.11.22 東朝②)とか「本町の広部銀行が二万五千元で譲り受けの交渉中」との報も流れたが、「目下同行は債権者との間に訴訟中にて、その着落までは迎も譲渡等の都合に至らざ

るべし」(M24.11.22 東朝②)と否定された。26年時点では京橋区南鍋町、頭取井上真優⁴⁰⁾、副頭取渋谷直武⁴¹⁾、取締役宇津木信夫(前出)、箕田長僖⁴²⁾、取締役支配人石丸祐義[和義の誤記?]であった。(諸M26、p66) 大口預金者の代表としてなぜ海軍関係者が含まれているのか未詳である。東株仲買人の久保島弘が「三十六年に精米株を発明したこともあって、陸軍の御用を勤めて居る」⁴³⁾ように、平松らが海軍の御用を勤めていた可能性もあり、平松が防海費二千元を献納して銀製黄綬褒章を受けた事実⁴⁴⁾とも符合する。同行の整理が一段落した26年6月「第百三十二国立銀行の売買 故平松甚四郎氏の第百三十二国立銀行は先年より整理委員を設けて整理中」(M26.5.6 東経)であったが「東京株式取引所の仲買加東徳三氏が同銀行の株式全部二千八株(二十五円券)を買受け、仲買業と共に銀行業をも営み大に取引者の便利を謀る計画」(M26.5.7東朝①)で、「当分日本橋区青物町加東株式取引店に移転して営業」(M26.5.7東朝①)し、「仲買業と共に銀行業をも営む銀・証兼営形態は先行する平松銀行/泉屋両替店を見習ったものと考えられる。これ以降の加東徳三頭取のもとで解散に至るまでの同行の経過は既に詳述したので繰り返さない⁴⁵⁾。

VII むすびにかえて

明治23年恐慌の最中に破綻した平松銀行は、

40) 井上真優(神田区袋町)は所得税4.53円、職業掲載なし(紳M31、p12)

41) 渋谷直武(麹町区永田町2丁目27)は海軍大尉、所得税7.11円(紳M31、p549)

42) 箕田長僖は未詳。類似の箕田長僖は日本運輸社長(「会社異動調」明治22年東京府農商課文書、617.C7.2)、箕田長三郎は美術商・箕田商店(横浜)、七十四銀行取締役、箕田長二郎は横浜貯蓄銀行検査役(東横、p40)

43) 岡本鷗園「兜街繁昌記」壬子出版社、明治45年、p219

44) 大植四郎編「明治過去帳 物故人名辞典」東京美術、平成3年、p277～8

45) 拙著「企業破綻と金融破綻-負の連鎖とリスク増幅のメカニズム-」、九州大学出版会、平成14年、p203 以下参照。平松銀行・平松甚四郎に若干ながら言及した部分は今回、本稿で補正する。

ちょうど大正9年恐慌で真っ先に破綻した増田ビルブローカー銀行の先駆的原型と位置付けられよう。社長増田信一が大戦景気の投機ブーム期に「速水某の名義を以て株式仲買店を経営」⁴⁶⁾し実質的に銀行・証券兼営体制を取行したため、世間に「増田社長が投機に手を出す関係上、自己の財産と銀行の財産を混同し居らざるやとの疑惑」(T9.4.8 大毎)を招いた。

平松の場合はまがうことなき完全な証券・私立銀行・国立銀行の三位一体形態であった。先代平松頭取の「俠骨」と評価された数々のハイリスク分野への挑戦も明治21年ころからの「株式熱の勃興」(株界、p6)に誘発された彼の「企業熱」(株界、p7)が房総馬車鉄道取締役等に代表される世間並みの鉄道熱に加えて、世間の常識をはるかに超えた浅草・箱根等の観光・リゾート経営への参画⁴⁷⁾へと駆り立てたものと想像される。

しかし今回は三位一体の経営実態や、具体的なハイリスク投融資の中身がどうであったかは残念ながら十分には解明できなかった。後者のうち観光分野については、後継者たる山脇善助の同一傾向のリスク選好の解明ともども他日を期したい。前者の解明のためとして進藤寛氏から示された画像を掲げて、むすびとしたい。

明治18年制作の銅板画⁴⁸⁾の正面の大きな暖簾が示すように、平松の本務は金銀貨幣売買、各公債証券直取引等の泉屋両替店であり、国立銀行業務は罫紙、印紙等の売捌所と並べて小さな木札に行名が書かれている程度の付随的な位置づけであった事実である。しかも何故か平松銀行の

名前が銅板画に見当たらない点も興味深い。しかし三者連名の近火見舞御礼広告では、国立、私立、両替本店の順序であり、看板の大きさとは別に、やはり国立銀行の金看板の効用はそれなりに両替店の信用維持に如何なく発揮されたのであろう。

進藤氏の調査によれば当初「平松銀行泉屋両替店」として貯蓄預金を取り扱っていたとされる。筆者の解釈では当事者としては当初の一体表記に見られるように両替店イコール平松銀行という位置づけであったのではないか。設立時の「私立合本銀行規則」第五条「当銀行ノ営業ハ貯蔵預り金、通常為替、抵当貸附金ヲ業トシ、其他公債証券并ニ金銀売買ヲナスヘシ」(勸業)と、私立銀行本体が証券業務を兼営する建前であった。別法人で外部株主も少数ながらも存在した国立銀行とは異なり、設立当初有限責任の合本組織を標榜しつつも「責任無限ニ相改」⁴⁹⁾め、株主・取締と称した役員陣も全員番頭・手代で固めた平松銀行とは完全な一体運営が可能であったとみられる。24年8月時点で19名であった平松銀行株主(M24.8.26東朝⑤)のうち例えば小林与一は設立時30株を出資する「取締役」であったが、京橋区の身元調で「一家計ヲ立ルモノニ無之」(勸業)行員にすぎなかったことから、実質は平松家が行員名を借用した名義株主であった可能性が高いとみられる。一つの論拠として銀行破綻後の整理案が立案されたが、その中に「平松銀行へは別に一万円の資本を貸与して公債証券及び株式抵当の売買、金銀売買等を為さしむるもの」(M23.6.22東朝②)との両替店継続の一項が含

46) 阿部直躬「三十年之回顧」商業興信所、大正11年、p354～p356

47) 近年でも新潟中央銀行のように、首脳部の強い意志で複数のテーマパーク建設に深く関与した揚げ句に破綻した事例が散見される。平松の二代目と同様、やり手の養子であった銀行経営者の破綻例としては花巻温泉の建設に狂奔した盛岡銀行の金田一国土が著名である。(拙著「破綻銀行経営者の行動と責任

—岩手金融恐慌を中心に—

滋賀大学経済学部研究叢書第34号、平成13年参照) 金田一は先代の抑止が利かなくなった没後に暴走したが、平松の二代目は先代没後すぐに破綻しており、責任の大半は先代の暴走に帰する点で事情を異にする。

48) 深満池源次郎編『東京商工博覧絵 第二編』深満池源次郎、明治18年5月(岩崎美術社再版1981年、湘南堂書店再版1987年あり)

まれていた。(この案に沿ってか、存続価値ありと
考えた泉屋両替店は店名・店舗を変更しつつも明
治後期まで継続していたことが広告で確認でき
る。) 両替店の業務に必然的に随伴する預金の受
入れ、証券金融など銀行の密接不可分の最重要
部分を構成していたための必要な措置と思われる。

【付記】

滋賀大学経済学部在職中、とくに大学院博士
後期課程経済経営リスク専攻における研究・教
育両面で、当時学科長・研究所長を歴任の有馬
敏則教授に種々手厚いご配慮を頂き、筆者なりの
リスク研究の視点が形成できた点に深謝する。

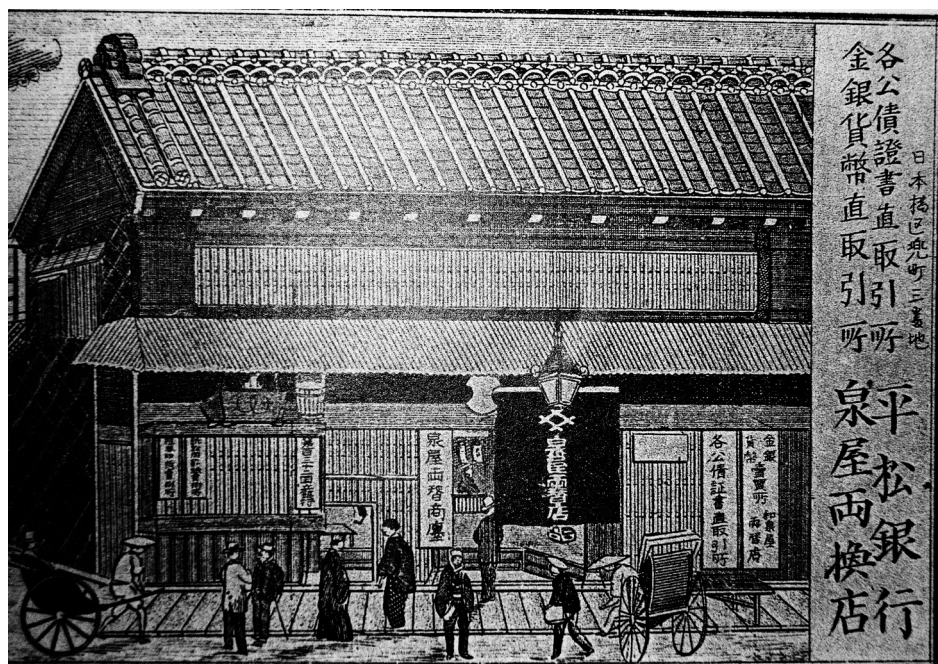


写真1 泉屋両替店(『東京商工博覧絵』)

49) 平松銀行「責任引直し願」明治15年7月22日(勸業)。

進藤氏のご教示によれば大蔵省の意を受けた

東京府勸業課の説諭による更正と解される由である。

**The Risk-enhancing Behavior
of an Investment Bank
in Dreamlike Resort Development:
Focusing on the HIRAMATSU Bank
and its Risk-loving President,
JINSHIRO HIRAMATSU**

Isao Ogawa

The HIRAMATSU Bank was unique in that it provided both banking and securities services in 1880s Japan. In this respect, you could call it our country's first investment bank. The owner of the bank, Jinshiro Hiramatsu, was also in control of a national bank (privately-owned but established under the national bank law of Japan). The wealthy Hiramatsu was among the first Japanese to own a vacation villa which he built in Hakone, west of Tokyo. Being interested in tourism, too, he hit upon the idea of developing a deeper part of the Hakone mountain area for vacation homes. He was also financially involved in Tokyo's Asakusa Hanayashiki, the oldest amusement park in Japan.

It would be safe to say that Hiramatsu was a trailblazer for tourism investment in Japan and a classic example of a man who loved taking risks. With such a distinctive character, not only did he run a bank that also traded in securities, a product that most bankers at that time thought were too risky to handle, he also managed to build the villa in Hakone and venture into the development of the mountain resort in a short period of time in the 1880s. After his death, Japan was hit by a recession that made it impossible for his successors to avail themselves of the funds to keep the businesses going; consequently, the HIRAMATSU

Bank went bankrupt, the national bank was transferred and the properties in Hakone were sold. The business empire that Jinshiro Hiramatsu had created ended up being very short-lived.

